

(別紙第2)

大阪保護観察所への補導委託先開拓協力依頼の経過及び現状等について

1 平成24年第2回(平成24年11月12日)の家裁委員会におきまして、補導委託先の開拓について御指摘をいただきました点について、報告させていただきます。

2 前回の家裁委員会では、大阪保護観察所から御紹介いただいた理美容店を、残念ながら補導委託先として登録することを見送ったことを御報告いたしました。

その後、改めて、保護観察所から建設工事業の協力雇用主を御紹介いただきました(平成25年6月10日)。裁判所の担当者が経営者と面接し、補導委託制度の説明をしたところ、「子どもが良くなったらうれしい。」、「国のためにできることはしたい。」と御理解いただき、仕事内容や指導態勢についてお話をうかがうとともに、少年が宿泊する寮を見せていただき、平成25年8月1日付けで身柄付き補導委託先として登録させていただきました。貴重な協力雇用主を御紹介いただき、有り難うございました。数少ない現場仕事の補導委託先であり、大切に活用していきたいと考えています。

3 そのほかに、前回御報告しましたとおり当裁判所での補導委託先の開拓として、地方自治体に赴き、業種団体等の新たな相談先の教示をいただいております。さっそく、裁判所から連絡を取り、業種団体の集まる総会で補導委託制度の説明及びお誘いをさせていただきました(6月27日)。その後、各団体を訪問し、補導委託を引き受けていただけそうな事業主を紹介していただくべく働き掛けております。現在、24の団体の訪問等を行い、3団体から22事業主の紹介を受けているほか、5団体で検討をしていただいております。今は、紹介を受けた事業主を訪問し、協力をお願いするとともに、検討中の団体に再度、働き掛けているところです。また、各団体の御理解をいただき、理事会への出席や団体が発行する雑誌での広報紙面の提供の話もいただいております。

このように委員の御協力により、補導委託先の開拓ができましたことに深くお礼を申し上げます。

4 補導委託先の開拓については、難しい状況はありますが、少しずつではありま

すが理解は得られており，引き続き補導委託先の開拓に当たる予定です。今後とも御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。